

令和3年8月25日以降の学生による研究活動の実施について

リスク管理室会議

福島県において令和3年8月8日（日）～9月12日（日）の期間、まん延防止等重点措置が適用されました。これに伴い、8月25日（水）～9月12日（日）の期間中の学生の登校を制限して、学内（図書館等の付属施設を含む）における新型コロナウイルス感染防止を徹底することとします。ただし、卒業研究・特別研究等の継続を図るため、下記の対策を順守する場合には学生による研究活動を認めることとします。

1. 研究活動を行うために登校することのできる学生は、専攻科2年生・専攻科1年生・本科5年生・本科4年生のみとします。
2. 指導教員は学科長等の了承を得た上で、原則として活動開始の7日前までにリスク管理室に書面をもって申請を行い、許可を得てください。
3. 学生が学内において研究活動を行っている間は、指導教員は必ず学内において指導・監督にあたってください。
4. 実験室等、研究活動を実施する場所においては、全員がマスクを着用したうえで換気を行うなど、感染防止対策を徹底してください。
5. 事務手続き等で学生課を訪れる場合を除き、学生は講義A棟および管理棟には立ち入らないでください。
6. 学生各人が研究活動のため学内に滞在できる時間は1日に4時間以内とし、午前または午後に集中的に活動等を実施してください。なお学生は、平日は17時、土曜日は12時まですべてを完了して、学内から退去してください。
7. 活動中は食事をはじめとした飲食を控えてください。（水分補給程度は可）
8. 研究活動を行うことができるのは平日の午前中または午後、および土曜日の午前中とし、土曜日の午後と日曜・祝祭日には実施しないでください。

なお、この取り決めは令和3年9月12日までとし、その後の研究活動等については、改めて検討することとします。

以上